施策名:看護補助者の処遇改善事業

令和5年度補正予算額 49億円

① 施策の目的

医療分野では他の産業に賃上げが追いついていない現状を踏まえて、緊急の対応として、他の職種より給与水準が低く、人材確保や定着が困難な看護補助者の処遇改善を行うことを目的とする。

② 対策の柱との関係 I II II IV V

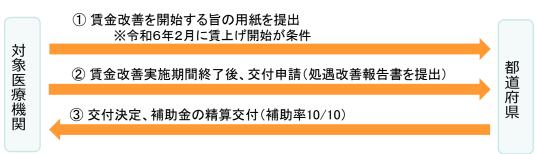
③ 施策の概要

病院及び有床診療所に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施するために必要な経費を都道府県に補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- ■対象期間 令和6年2月~5月の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組みを行う)
- ■補助金額 対象施設の看護補助者(常勤換算)1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額
- ■対象施設 病院及び有床診療所であって、看護補助者の配置を要件とする診療報酬を算定する医療機関
- ■対象職種 看護補助者(看護補助者として以下の業務に専ら従事する者)であって、診療報酬の算定対象となる者

看護師長及び看護職員の指導の下に行う、原則として療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)、病室内の環境整備やベッドメーキングのほか、病棟内における看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務



- ※上記のほか、補助金の申請・支払い等の事務に対応するため、国・都道府県の事務費等を確保
- ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)
- ・給与水準の引上げによって看護補助者の確保・定着が促進されることにより、看護職から看護補助者へのタスク・シフト/シェアが円滑化することなど から、現場における効率的かつ質の高い医療の提供が期待される。

医政発 0111 第 1 号 令和 6 年 1 月 11日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

看護補助者処遇改善事業の実施について

「デフレ完全脱却のための経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)において、2024年度の医療・介護・障害福祉サービス等報酬の同時改定を見据えつつ、喫緊の課題に対応するため、人材確保に向けて必要な財政措置を早急に講じることとされたことを踏まえ、看護補助者の処遇改善を行うこととし、今般、別紙のとおり「看護補助者処遇改善事業実施要綱」を定め、令和6年2月1日から適用することとしたので通知する。

看護補助者処遇改善事業実施要綱

1 事業の目的

看護補助者の確保及び定着を促進するため、医療機関に勤務する看護補助者を対象に、 賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上 げるための措置を実施することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 本事業の対象となる医療機関

本事業の対象となる医療機関(以下「対象医療機関」という。)は、病院又は病床を有する診療所(以下「有床診療所」という。)であって、令和6年2月1日時点において、別添に掲げる診療報酬のいずれかを算定している施設とする。

4 本事業による処遇改善の対象者

本事業による処遇改善の対象者は、原則として、対象医療機関において、別添に掲げる診療報酬を算定する病棟(有床診療所は病床)に勤務し、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)並びに看護師長の指導の下に、原則として療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)、病室内の環境整備やベッドメーキングのほか、病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務(以下「看護補助業務」という。)に専ら従事する看護補助者(非常勤職員を含む。)とする。

また、介護福祉士又は保育士等の資格保有者が看護補助者として看護補助業務に専ら従事している場合も、本事業の対象とするが、看護職員や事務職員等の他の職種として雇用された者が、一時的に看護補助業務を行っている場合は、本事業の対象としない。

5 事業内容

令和6年2月から5月までの間(以下「賃金改善実施期間」という。)、対象看護補助者(4に基づき対象医療機関において処遇改善の対象者とされた職員をいう。以下同じ。)の賃金改善を行う対象医療機関に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。

6 賃金改善等の要件

(1)令和6年2月分からの賃金改善を行う者であって、原則として、令和6年2月中に、 都道府県に対して、賃金改善を実施する旨の用紙を提出していること。なお、就業規 則等の変更に時間を要する場合は、同年4月までに一時金等により2月分及び3月分

- の賃金改善分を支給することも可能とする。
- ※ 賃金改善とは、本事業の実施により、対象看護補助者について、雇用形態、職種、 勤続年数、職責等が同等の条件の下で、賃金改善実施期間前に適用されていた算定 方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。
- (2) 本事業は、令和6年2月から行われた看護補助者の賃金改善のための取り組みを支援するものであり、定期昇給による賃金の上昇部分や看護職員処遇改善評価料(診療報酬)及び他の補助金を財源として賃金改善を行っている部分については、本事業の対象外とする。
- (3) 本事業による補助額は、対象看護補助者の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。
 - ※ 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準 とする。

<算式>

「前事業年度(令和6年4月が属する事業年度の前の事業年度をいう。以下同じ。) における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「前事業年度における賃金の総額」 ×「賃金改善額」

(4) 令和6年4月以降の賃金改善は、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、本事業による賃金改善の合計額は、原則として、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。

なお、就業規則等の変更に時間を要することを考慮し、令和6年2月分及び3月分の 賃金改善分は、一時金等による支給をすることを可能とすること。

- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていないこと。
- (6) 人事院勧告を踏まえて賃金を決定する対象医療機関においては、人事院勧告を踏ま えた期末手当(賞与)等の変動の影響を除去して、本事業による賃金改善額を算定す ること。

7 補助額の算定

補助額は、以下の(1)又は(2)の額のうち、いずれか低い方の額とする。

(1) 別添に掲げる診療報酬を算定する病棟毎に、次のアとイを比較していずれか低い方の人数×4×6,990円(※6,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額)として算定した額を合計した額。

ア 賃金改善実施期間の各月における対象看護補助者の常勤換算数※の平均値

- イ 賃金改善実施期間において、別添に掲げる診療報酬を算定するための標準的な看 護補助者の配置数
 - ※ 常勤の看護補助者の常勤換算数は1とする。常勤でない看護補助者の常勤換算 数は以下の算式によって算定された数とする。

<算式>

「当該常勤でない看護補助者が職務に従事する1週間の勤務時間(残業は除く。)」 ÷「当該施設で定めている常勤職員の1週間の勤務時間」

(2) 賃金改善実施期間において、実際に対象看護補助者の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費

8 事業実施手続

- (1)対象医療機関は、令和6年2月中に、対象医療機関の所在する都道府県に対して賃金改善を実施する旨の用紙を提出した上で、令和6年6月(都道府県が定める日)までに、当該都道府県に対して、処遇改善報告書(別紙様式1)を提出し、都道府県の確認を受けることとする。
- (2)対象医療機関は、給与明細や勤務記録等、処遇改善報告書の根拠となる資料を、補助額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管するものとする。

別 添

【病 院】

- A101 療養病棟入院基本料
- A306 特殊疾患入院医療管理料
- A308 回復期リハビリテーション病棟入院料
- A309 特殊疾患病棟入院料
- A311-2 精神科急性期治療病棟入院料
- A312 精神療養病棟入院料
- A314 認知症治療病棟入院料
- A318 地域移行機能強化病棟入院料
- A319 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料
- A207-3 急性期看護補助体制加算
 - 25 対 1 急性期看護補助体制加算(看護補助者 5 割以上)
 - 25 対 1 急性期看護補助体制加算(看護補助者 5 割未満)
 - 50 対 1 急性期看護補助体制加算
 - 75 対 1 急性期看護補助体制加算
- A211 特殊疾患入院施設管理加算
- A214 看護補助加算

看護補助加算1

看護補助加算2

看護補助加算3

- A106 障害者施設等入院基本料の「注9」に規定する看護補助加算又は看護補助体制充実加算
- A308-3 地域包括ケア病棟入院料の「注4」に規定する看護補助者配置加算又は看護補助体制充実加算

【有床診療所】

- A109 有床診療所療養病床入院基本料
- A108 有床診療所入院基本料の「注6」に規定する看護補助配置加算

看護補助配置加算1

看護補助配置加算2

看護補助者処遇改善事業補助金・処遇改善報告書(病院分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

項目	看護補助者数 算定基準値 (A)	令和6年2月から 5月までの間にお ける当該診療報酬 を算定する病棟の 1日平均入院患者 数(B)	当該診療報酬を算 定するための標準 的な看護補助者配 置数 (C) ※ (B)/(A)×5	令和6年2月から5 月までの各月におい て各病棟で勤務する 看護補助者の常勤換 算数の平均値 (D) ※賃金改善を行った者	補助対象看護補助 者数(E) ※(C)と(D)を 比較して少ない数に 4を乗じた人数	補助基準額(F) ※(E)に6,990円 を乗じたもの		補助対象期間(令和 6年2月1日~5月31 日)における各病棟 で勤務する 看護補助 者の実際の処遇改善 額(G) (単位:円)
A101 療養病棟入院基本料	20		0		0.0	0円		
A306 特殊疾患入院医療管理料	20		0		0.0	0円		
A308 回復期リハビリテーション病棟入院 料	30		0		0.0	0円		
A309 特殊疾患病棟入院料	20		0		0.0	0円		
A311-2 精神科急性期治療病棟入院料	30		0		0.0	0円		
A312 精神療養病棟入院料	30		0		0.0	0円		
A314 認知症治療病棟入院料	25		0		0.0	0円		
A318 地域移行機能強化病棟入院料	37.5		0		0.0	0円		
A319 特定機能病院リハビリテーション病 棟入院料	30		0		0.0	0円		
A207-3急性期看護補助体制加算 ※同一病程	・ 棟については、	以下のいずれか1つ	の加算項目にのみ言	上すること。				
25対1急性期看護補助体制加算 (看護補助者5割以上)	25		0		0.0	0円		
25対1急性期看護補助体制加算 (看護補助者5割未満)	50		0		0.0	0円		
50対1急性期看護補助体制加算	50		0		0.0	0円		
75対1急性期看護補助体制加算	75		0		0.0	0円		
A211 特殊疾患入院施設管理加算	10		0		0.0	0円		
A214看護補助加算 ※同一病棟については、	、以下のいずれ	か1つの加算項目に	このみ計上すること。					
看護補助加算 1	30		0		0.0	0円		
看護補助加算 2	50		0		0.0	0円		
看護補助加算3	75		0		0.0	0円		
A106 障害者施設等入院基本料の「注9」に規定する看護補助加算又は看護補助体制充実加算	30		0		0.0	0円		
A308-3 地域包括ケア病棟入院料の「注4」に規定 する看護補助者配置加算又は看護補助体制充実加算	25		0		0.0	0円		
上記、診療報酬を算定する病棟以外で勤務する看護 補助者の数及び賃上げ額								
			合計	0.0人	合計	0円	合計	0円

【記載要領】

- 1 「保険医療機関コード」欄には、診療報酬の請求等に使用される10桁のコードを記載すること。
- 2 (B) 欄については、病棟毎の令和 6 年 2 月から 5 月までの間における 1 日平均入院患者数を記載すること。
- 3 (C)欄については、(B)欄の1日平均入院患者数を(A)欄の基準値で除して小数第1位以下の端数を切り上げたものに5を乗じた数とする。
- 4 (D)欄については、令和6年2月から同年5月までの各月における賃金改善を行った看護補助者の常勤換算した人数を合計し、4で除して平均人数を算出すること。
- 5 (F)欄の合計値は、千円未満の端数を切り捨てるものであること。
- 6 (G) 欄については、各診療報酬を算定する病棟に勤務する看護補助者の処遇改善額に係る令和6年2月1日から5月31日までの合計額(4ヶ月分)を記載すること。

看護補助者処遇改善事業補助金・	処遇改善報台	告書(有床診療	所分)	保険医療機関コード				
				保険医療機関名				
			_					
	看護補助者数算 定基準値(A)	令和6年2月から 5月までの間にお ける当該診療報酬 を算定する病床の 1日平均入院患者 数(B)	定するための標準 的な看護補助者配 置数	月までの各月におけ	補助対象看護補助者数(E) (※(C)と(D)を) 比較して少ない数に 4を乗じた人数	補助基準額(F)		補助対象期間(令和 6年2月1日~5月 31日)における 看護 補助者の実際の処遇 改善額(G)
A109 有床診療所療養病床入院基本料	6		0		0.0	0円		
A108 有床診療所入院基本料の「注6」に規定	でする看護補助配置	置加算 						
看護補助配置加算 1 ※当該診療所(療養病床を除く)に勤 務する看護補助者の数が、 2 人以上 の場合に算定	_	_	0		0.0	0円		
看護補助配置加算 2 ※当該診療所(療養病床を除く)に勤 務する看護補助者の数が、1人以上 の場合に算定	_	_	0		0.0	0円		
					•		.	
			合計	0.0人	合計	0円	合計	0円

【記載要領】

- 1 「保険医療機関コード」欄には、診療報酬の請求等に使用される10桁のコードを記載すること。
- 2 (B)欄については、病床毎の令和6年2月から5月までの間における1日平均入院患者数を記載すること。
- 3 (C)欄については、(B)欄の1日平均入院患者数等を基に、各診療報酬項目を算定するために必要となる看護補助者の数を以下の算式により算定したもの。各項目ごとに定められた数式を変更しないこと。 ※A109の項目は、当該療養病床の1日平均入院患者数÷6により算定。A108の項目は、当該一般病床に勤務する看護補助者の人数に応じて1人又は2人とする。
- 4 (D)欄については、令和6年2月から同年5月までの各月初日における賃金改善を行った看護補助者の常勤換算した人数を合計し、4で除して平均人数を算出すること。
- 5 (F)欄の合計値は、千円未満の端数を切り捨てるものであること。
- 6 (G)欄については、各診療報酬を算定する病床に勤務する看護補助者の処遇改善額に係る令和6年2月1日から5月31日までの合計額(4ヶ月分)を記載すること。

看護補助者処遇改善事業補助金に関するQ&A(初版)

令和6年1月11日

1. 対象医療機関

1-1 病院又は有床診療所のみを対象医療機関としている理由は何か。

→ 本補助金は、令和6年度の診療報酬等同時改定での対応を見据えつつ、喫緊の課題に対応するため、医療機関の中でも賃金水準が低い看護補助者の賃上げを補助するものです。このため、まずは人員基準や加算要件において看護補助者の具体的な配置が求められている病院又は有床診療所を対象としています。

1-2 病院や有床診療所に併設された訪問看護ステーションは補助対象となるのか。

→ 訪問看護ステーションは人員基準や加算要件において、看護補助者の配置を求めた ものとはなっていないため対象とはなりません。

2. 処遇改善の対象となる範囲

- 2-1 実施要綱に定める「療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)、病室内の環境整備やベッドメーキングのほか、病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務」の全ての業務を行う看護補助者でないと補助対象とならないのか。
 - → 一部の業務を行っている場合であっても、診療報酬の算定上、看護補助者の人数 に計上可能な業務に従事しているのであれば、補助対象に含めることができます。

2-2 非常勤職員も対象となるのか。

→ 実施要綱にも記載のとおり、非常勤職員も対象となります。なお、補助基準額の算定において、非常勤職員は勤務時間等に応じて常勤換算した数を計上することになります。

2-3 委託職員や派遣職員など、対象医療機関との間に直接の雇用関係がない者も対象となるのか。

→ 対象医療機関との間に直接の雇用関係がない者は対象とはなりません。

2-4 令和6年3月以降に採用された看護補助者についても補助対象に含めることができるのか。

→ 例えば、基本給表により給与を定めている場合などにおいて、明確に賃上げ開始前に同等の条件で採用された場合と比較して賃金改善がなされていることが確認できるのであれば、補助対象に含めることができます。

- 2-5 看護職員等処遇改善事業補助金では、医療機関の判断により看護職員以外の他職種の 賃金改善分も補助対象に含めることができたが、今回の看護補助者処遇改善事業補助金 でも、医療機関の判断により看護補助者以外の職種の賃金改善分を補助対象に含めるこ とができるのか。
 - → 本補助金の対象は看護補助者のみであり、他の職種の賃金改善分については補助対象に含めることはできません。
- 2-6 当院では、新卒の看護師を採用する場合、4月に看護師免許が交付されるまでの間は、 看護補助者として雇用している。これらの者に対する賃金改善分を補助対象に含めること ができるのか。
 - → 看護師として雇用される予定である者であれば、一時的に看護補助者の業務に従事 している者と判断されるため、補助対象に含めることはできません。

3. 賃金改善の方法

- 3-1 本補助金を受給するためには、2月に賃金改善を実施する必要があるのか。
 - → 本補助金は、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的としているため、原則として、対象医療機関においては、令和6年2月中に、賃金改善を実施する旨の用紙の記載事項である「賃金改善の開始(予定)時期」及び「賃金改善の方法」を判断いただく必要があります。

なお、就業規則等の変更に時間を要する場合は、同年4月までに一時金等により 2月分及び3月分の賃金改善分を支給することも可能としています。

- 3-2「賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分」とはどのような範囲を指すのか。
 - → 「賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分」には、次のものを含みます。
 - 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労 災保険料等における、賃金改善に応じた事業主負担増加分
 - 退職手当共済制度等における掛金等が増加する場合の増加分

法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とすることとしていますが、対象医療機関の実情に応じて、以下の算式以外の合理的な方法に基づく概算によって算定することもできます。

く算式>

「前事業年度(令和6年4月が属する事業年度の前の事業年度)における法定福利 費等の事業主負担分の総額」÷「前事業年度における賃金の総額」×「賃金改善額」

3-3 全ての看護補助者について一律に 6.000 円の賃金改善を行わなければいけないのか。

→ 全ての看護補助者について、一律の金額で賃金改善を行わなければならないものではなく、看護補助者の経験・職務内容等に応じて、個別の看護補助者の賃金改善額を 決定することができます。

3-4 実施要綱に掲げる診療報酬を算定する病院に勤務する看護補助者のうち、一部の病棟の職員に限って賃金改善を行う場合も補助対象となるのか。

- → 本補助金は、他の医療関係職種より給与水準が低く、人材確保や定着が困難な看護補助者の処遇改善を行うことを目的とするため、全ての看護補助者について賃金改善を行うことが望ましいですが、病院の実情に応じて、一部の看護補助者に限って賃金改善を行った場合でも補助対象となります。
- 3-5 当医療機関においては、非常勤職員については、基本給等を翌月払いしている。このため、例えば、看護補助者である非常勤職員の5月分の基本給等について賃金改善を図った場合、改善後の基本給等の支払い自体は6月になる。このような場合でも補助対象としてよいのか。
 - → 本ケースの医療機関で勤務する非常勤職員についていえば、令和6年2月分から5月分までの賃金改善分として翌月(令和6年3月から6月)に支払われるものについては補助対象とすることが可能です。

3-6 本補助金に基づき「決まって毎月支払われる手当」として支払う場合に、その金額を超過勤務手当(割増賃金)や賞与に反映させる必要はあるのか。

→ 使用者は労働基準法第37条による時間外労働や休日労働を行わせた際には、法定の割増賃金(超過勤務手当)を支払う義務があり、労働基準法第37条第5項及び労働基準法施行規則第21条で列挙されている手当(通勤手当、家族手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金)に該当する賃金以外の賃金は、割増賃金(超過勤務手当)の基礎となる賃金に算入する必要があります。

よって、上記手当に該当しない限り、割増賃金(超過勤務手当)の基礎となる賃金に算入して割増賃金(超過勤務手当)を支払う必要があります。本補助金に係る「決まって毎月支払われる手当」については、その性質上、上記手当には該当しないことから、割増賃金(超過勤務手当)の基礎となる賃金に算入して割増賃金(超過勤務手当)を支払う必要があります。

なお、「決まって毎月支払われる手当」をいわゆる賞与の算定に際して反映させる か否かは、各医療機関の定めにより決まることになります。

4. 補助金の申請・交付

- 4-1 本補助金を受給するためには、処遇改善報告書の提出だけではなく、2月中に賃金改善 を実施する旨の用紙の提出を求める理由は何か。
 - → 本補助金は、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的 としているため、対象医療機関に対して、令和6年2月中に賃金改善を実施する旨の 用紙の提出を求めています。
- 4-2 令和6年2月中に都道府県に対して提出することとされている賃金改善を実施する旨の 用紙の提出は、メール等によって提出することも可能か。
 - → 都道府県の指示に基づき、メール等での提出も可能です。
- 4-3 賃金改善を実施する旨の用紙に記載した賃金改善の方法や時期と実際の賃金改善の内容に相違が生じた場合も補助対象となるのか。
 - → 実施要綱に定める要件に該当する範囲で賃金改善を実施する場合は対象となります。

5. 都道府県・市町村における対応

- 5-1 都道府県においては、どのように予算措置を行えばよいのか。補正予算を組む必要があるのか。また、条例改正等の手続は必要なのか。
 - → 国において、本補助金の令和6年度への繰越手続を行った上で、都道府県において、令和6年6月以降、交付申請の受付や対象医療機関に対する補助金の交付決定を行っていただくスケジュールを予定しています。このため、本補助金の執行に係る予算については、必ずしも補正予算を組んでいただく必要はなく、来年度(令和6年度)の当初予算の中で、予算措置を行っていただくことが必要です。なお、本補助金の執行に当たっては、必ずしも条例を改正いただく必要はありません。

なお、公立医療機関が対象医療機関である場合については、当該公立医療機関における賃金改善のための対応が別途必要になると考えられます。具体的には、令和6年4月分以降の賃金改善のための来年度(令和6年度)の当初予算の措置のほか、令和6年2月・3月分の賃金改善に係る今年度補正予算による措置や、賃金改善のための条例改正などが必要になると考えられますので、所要の対応を進めてください。

5-2 市町村においては、予算措置等の対応は必要なのか。

→ 市町村立病院などの公立医療機関が対象医療機関である場合については、当該公立 医療機関における賃金改善のための対応が必要と考えられます。具体的には、令和6 年4月分以降の賃金改善のための来年度(令和6年度)の当初予算の措置のほか、令 和6年2月・3月分の賃金改善に係る今年度補正予算による措置や、賃金改善のため の条例改正などが必要になると考えられますので、所要の対応を進めてください。

〇〇〇〇知事 殿

保険医療機関コード: 保険医療機関名:					
保険医療機関名:					
管 理 者 名:					

看護補助者処遇改善事業に係る賃金改善開始(予定)の報告

看護補助者の処遇改善事業に係る賃金改善の開始について、別紙1又は別紙2を添 えて、以下のとおり報告いたします。

- ① 対象医療機関であることの申出 ※該当する要件にチェックを入れること
 - □ 令和6年2月1日時点において、別紙1に掲げる診療報酬のいずれかを算定している病院であること。
 - □ 令和6年2月1日時点において、別紙2に掲げる診療報酬のいずれかを算定している有床診療所であること。
- ② 基本給の引上げ等の開始 (予定) 時期及び方法に係る報告 ※該当する項目に「〇」を付すこと

基本給の引上げ 等の開始月 賃金改善の方法	2月	3月(同月までに 2月分の賃金改善分も 一時金等で支給)	4月(同月までに 2~3月分の賃金改善 分も一時金等で支給)
基本給の引上げ			
決まって毎月支払わ れる手当の引上げ			

※就業規則の変更に時間を要する等により、3月以降に基本給の引上げ等を行う場合には、 2月分から基本給の引上げ等を開始する月の前月分までの賃金改善分は当該開始月までに 一時金等により支給すること。

事務担当者名:	
電話番号:	
メールアドレス:	

<u>保険</u>	医療機	機関コ	<u>ード</u>	:	
保险	医療	퇏機 阝	[名	:	
管	理	者	名	:	

看護補助者の配置を要件とする診療報酬項目(病院)

· 令和6年2月1日時点で算定している項目のチェック欄に「O」を付すこと。

	項目	チェック
A101 躬	· 療養病棟入院基本料	
A306 ‡	, 持殊疾患入院医療管理料	
A308 [回復期リハビリテーション病棟入院料	
A309 ‡	, 持殊疾患病棟入院料	
A311-2	精神科急性期治療病棟入院料	
A312 #		
A314 話	恩知症治療病棟入院料	
A318 ±	也域移行機能強化病棟入院料	
A319 ‡	寺定機能病院リハビリテーション病棟入院料	
A207-3	急性期看護補助体制加算	
	25 対 1 急性期看護補助体制加算(看護補助者 5 割以上)	
	25 対 1 急性期看護補助体制加算(看護補助者 5 割未満)	
	50 対 1 急性期看護補助体制加算	
	75 対 1 急性期看護補助体制加算	
A211 特	· 殊疾患入院施設管理加算	
A214 看	護補助加算	
	看護補助加算 1	
	看護補助加算 2	
	看護補助加算3	
	害者施設等入院基本料の「注9」に規定する看護補助加算又は看 助体制充実加算	
	助体制ル美加昇 地域包括ケア病棟入院料の「注4」に規定する看護補助者配置加	
	は看護補助体制充実加算	

<u>保険</u>	医療機	機関コ	ード:			
<u>保险</u>	食医療	퇏機 阝	月名:			
管	理	者	名:			

看護補助者の配置を要件とする診療報酬項目(有床診療所)

· 令和6年2月1日時点で算定している項目のチェック欄に「O」を付すこと。

	項目	チェック
A109 有	京床診療所療養病床入院基本料	
A108 有	京床診療所入院基本料の「注6」に規定する看護補助配置加算	
	看護補助配置加算 1	
	看護補助配置加算 2	

看護補助者処遇改善事業補助金・処遇改善報告書の作成手引き

- 1.「令和6年2月から5月までの間における当該診療報酬を算定する病棟の1日平均入院患者数(B)」の算出方法について
 - ・各診療報酬を算定する病棟毎に、令和6年2月1日から5月31日までの延べ入院患者数の実績(期間中の各日の当日末在院患者数+退院患者数の合計)を、当該期間中の延べ日数(121日)で除して、小数点以下の端数を切り上げた数とする。
 - ・なお、同じ診療報酬を算定する病棟を複数持つ医療機関においては、上記により算定 した同じ診療報酬を算定する病棟の入院患者数をまとめて、賃金改善報告書の(B) 欄に記載する。
- 2.「令和6年2月から5月までの各月において各病棟で勤務する看護補助者の常勤換算数の平均値(D)」の算出方法について
 - ・2月から5月までの各月において各診療報酬を算定する病棟に勤務する賃金改善を行った看護補助者の常勤換算数を算出し、4ヶ月分を合計したものを4で除して、小数点第2位以下の端数を四捨五入した数とする。
 - 例)当該病棟で勤務する常勤換算した看護補助者の人数が、

2月:5.25人、3月:5.375人、4月:6.5人、5月:6人の場合。 (5.25人 + 5.375人+6.5人+6人) ÷ 4 = 5.8人

<常勤の看護補助者の人数の算出方法>

・常勤の看護補助者が、同じ病棟で1ヶ月勤務する場合には、当該病棟の看護補助者1 人として計上する。

ただし、月途中での退職や採用、他の病棟への異動などにより、1ヶ月間のうちで 勤務しない日が生じる場合には、当該月の勤務日数(又は勤務時間数)を、退職しな かったとした場合の月の勤務延日数(又は延時間数)で除して人数を算出する。

例) 1日8時間・月20日勤務予定の看護補助者が、月途中、5日間勤務後に退職した場合、当該病棟における人数として、以下のとおり算出する。

40 時間 (8 時間×5 日) ÷ 160 時間 (8 時間×20 日) = <u>O. 2 5 人</u>

- ・また、複数の病棟において勤務をしている看護補助者については、それぞれの病棟に おける勤務日数(時間数)に応じて、上記の計算により人数を算定する。
 - 例) 1日8時間・月20日勤務する看護補助者が、a病棟で5日間勤務、b病棟で15日勤務した場合、以下のとおり算出する。

<非常勤の看護補助者の人数の算出方法>

・非常勤の看護補助者については、当該看護補助者の1ヶ月間の勤務時間を4で除して 1週間の勤務時間を算出し、これを当該医療機関における常勤の看護補助者の週当た り勤務時間で除して、人数を算出する。

ただし、当該医療機関における常勤の看護補助者の週当たり勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。

例) 常勤の看護補助者の週当たり勤務時間が 40 時間である医療機関において、月 54 時間勤務する場合、当該病棟における人数として、以下のとおり算出する。

13.5 時間 (54 時間 ÷ 4) ÷ 40 時間 = <u>O. 3375人</u>

- ・なお、非常勤の看護補助者が複数いる病棟について、非常勤の看護補助者全員の1ヶ月分の勤務時間を積み上げたものを4で除した上で、これを1週間の当該医療機関の常勤の看護補助者の通常の勤務時間で除して、人数を算出する。
 - 例) 常勤の看護補助者の週当たり勤務時間が40時間である医療機関において、 看護補助者Aが月54時間、看護補助者Bが月100時間、看護補助者Cが月75時間 勤務した場合。

57. 25 時間 ((54+100+75) 時間 ÷ 40 時間 = 1. 4 3 1 2 5 人

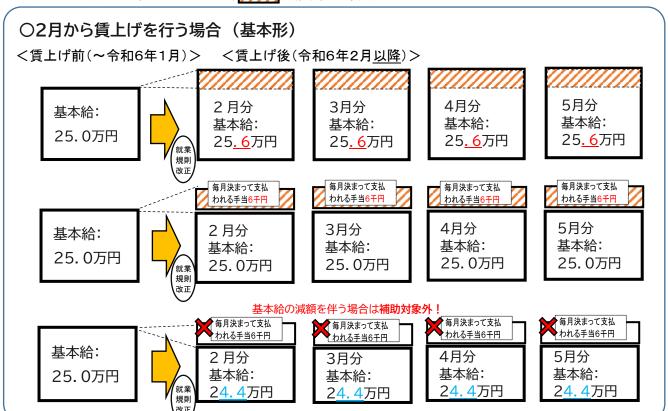
- 3. 「補助対象期間(令和6年2月1日~5月31日)における各病棟で勤務する看護補助者の実際の処遇改善額(G)」の算出方法について
- ・各病棟に勤務する看護補助者に係る令和6年2月1日~5月31日までの4ヶ月分の賃金として実際に支払われた額のうち、賃金改善された額と当該賃金改善額に対する法定福利費に相当する額の合計額を計上する。(以下、計算例)

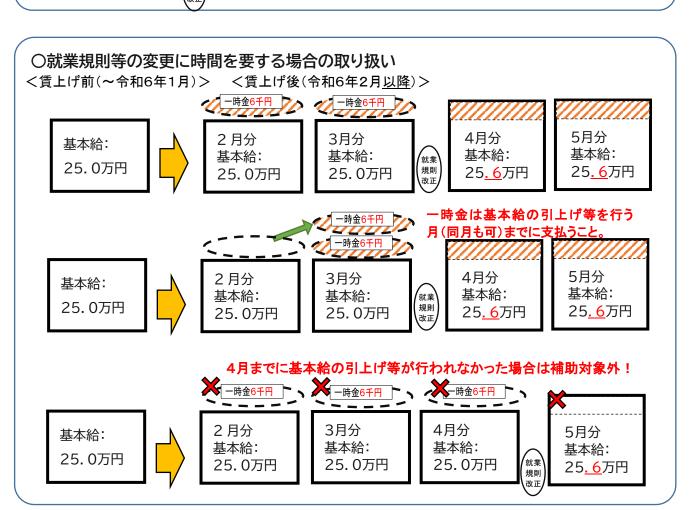
	賃金改善内容	2月~5月分の賃金改善額等の計算	金額
看護補助者 A	月額給与 250,000 円を	(賃金改善額 6,000 円+法定福利費	27, 960 円
(常勤)	25 <u>6,000</u> 円に引上げ	990 円)×4ヶ月	
看護補助者B	時給 1,500 円を時給	(賃金改善額 40 円+法定福利費 7 円)	13, 160 円
(非常勤)	1,5 <u>40</u> 円に引上げ	×280 時間※4ヶ月分の延べ勤務時間	
合 計			41, 120 円

- ・ 複数の病棟において勤務をしている看護補助者については、それぞれの病棟における 勤務日数(時間数)を踏まえて按分するなどにより、それぞれの病棟分の賃金改善額 等を計上すること。なお、按分する際の端数の処理は任意の方法でよいが、各病棟に 計上した賃金改善額の合計が当該看護補助者に対する賃金改善額の実支払額を超えな いように、適切に計上すること。
 - 例) 法定福利費を含め月額 6,990 円の賃金改善のあった看護補助者が、2月~5月までの間、a病棟で20日間勤務、b病棟で60日勤務した場合、以下のとおり算出する。

(参考)補助対象となる賃上げ額の算出方法

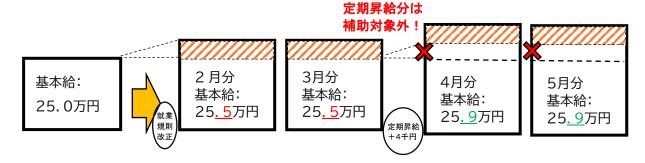
※補助対象となるのは、 (網掛け部分)





○賃金改善実施期間中(令和6年2月~5月)に定期昇給が行われる場合の取り扱い

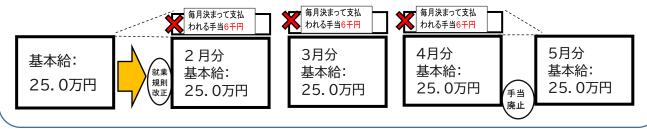
<賃上げ前(~令和6年1月)> <賃上げ後(令和6年2月<u>以降</u>)>

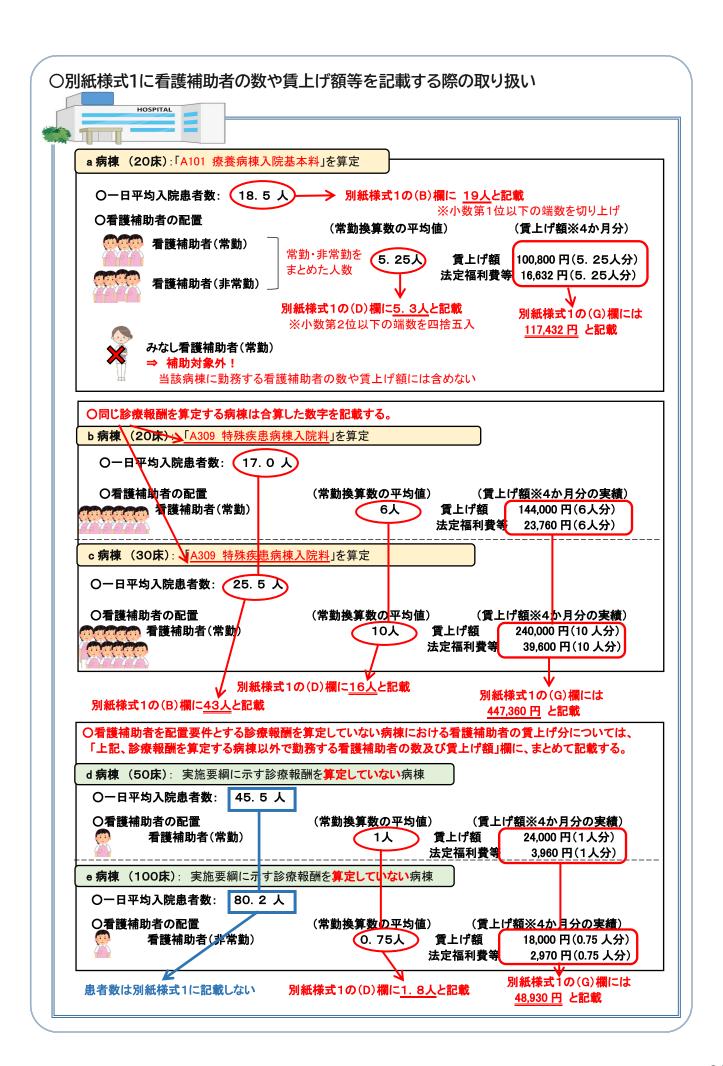


○賃金改善実施期間中(令和6年2月~5月)に賃上げをやめた場合の取り扱い

<賃上げ前(~令和6年1月)> <賃上げ後(令和6年2月以降)>

一時的な賃上げとなるため、補助対象外!





記載例

看護補助者処遇改善事業補助金・処遇改善報告書(病院分)

項目	j 頁の a	令和 6 年 2 月 から 5 日 までの問にな 病棟分 1 日 平均入院患者 数(B)		令和6年2月から5 月までの各月におい て各病棟で勤務する 看護補助者の常勤換 算数の平均値 (D) ※賃金改善を行った者	補助対象看護補助者数(E) ※(C)と(D)を 比較して少ない数に 4を乗じた人数	補助基準額(F) ※(E)に6,990円 を乗じたもの		補助対象期間(令和 6年2月1日~5月31 日)における各病棟 で勤務する 看護補助 者の実際の処遇改善 額(G) (単位:円)
A101 療養病棟入院基本料	20	19	5	5.3	20.0	139,800円		117,432円
A306 特殊疾患入院医療管理料	す真のb)病棟 • (- 病棟分(の転記	0.0	0円		
A308 回復期リハビリテーション病棟 料	30	7	0	ТАНО	0.0	0円		
A309 特殊疾患病棟入院料	20	43	15	16	60.0	419,400円	—	447,360円
A311-2 精神科急性期治療病棟入院料	30		0		0.0	0円		
A312 精神療養病棟入院料	30		0		0.0	0円		
A314 認知症治療病棟入院料	25		0		0.0	0円		
A318 地域移行機能強化病棟入院料	37.5		0		0.0	0円		
A319 特定機能病院リハビリテーション病 棟入院料	30		0		0.0	0円		
A207-3急性期看護補助体制加算 ※同一病	<u></u> 棟については、	以下のいずれか 1 ⁻		 計上すること。				
25対1急性期看護補助体制加算 (看護補助者5割以上)	25		0		0.0	0円		
25対1急性期看護補助体制加算 (看護補助者5割未満)	50		0		0.0	0円		
50対1急性期看護補助体制加算	50		0		0.0	0円		
75対1急性期看護補助体制加算	75		0		0.0	0円		
A211 特殊疾患入院施設管理加算	10		0		0.0	0円		
A214看護補助加算 ※同一病棟については	L 、以下のいず∤	1か1つの加算項目(にのみ計上すること。					
看護補助加算1	30		0		0.0	0円		
看護補助加算 2	百の人	连插	病棟分の	ン単二書コ	0.0	0円		
看護補助加算3	貝UU	が一	河保刀"	クギム市に	0.0	0円		
A106 障害者施設等入院基本料の「注9」に規定する 看護補助加算又は看護補助体制充実加算	30		0		0.0	0円		
A308-3 地域包括ケア病棟入院料の「注4」に規定する看護補助者配置加算又は看護補助体制充実加算	25		Q		0.0	0円		
上記、診療報酬を算定する病棟以外で勤務する 看護補助者の数及び賃上げ額				1.8			→	48,930円
			合計	23.1人	合計	559,000円	合計	613,722円

【記載要領】

- 1 「保険医療機関コード」欄には、診療報酬の請求等に使用される10桁のコードを記載すること。
- 2 (B) 欄については、病棟毎の令和6年2月から5月までの間における1日平均入院患者数を記載すること。
- 3 (C)欄については、(B)欄の1日平均入院患者数を(A)欄の基準値で除して小数第1位以下の端数を切り上げたものに5を乗じた数とする。
- 4 (D) 欄については、令和 6 年 2 月から同年 5 月までの各月における賃金改善を行った看護補助者の常勤換算した人数を合計し、 4 で除して平均人数を算出すること。
- 5 (F)欄の合計値は、千円未満の端数を切り捨てるものであること。
- 6 (G)欄については、各診療報酬を算定する病棟に勤務する看護補助者の処遇改善額に係る令和6年2月1日から5月31日までの合計額(4ヶ月分)を記載すること。

健康·医療 看護補助者処遇改善事業

施策紹介 関係資料等

医療機関で働く看護補助者の方々の収入の引き上げを図ることを目的としています。

施策紹介

事業概要

「デフレ完全脱却のための経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に基づき、病院及び有床診療所に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施するために必要な経費を都道府県に補助する事業です。

ページの先頭へ戻る

関係資料等

看護補助者処遇改善事業補助金の概要

PDF 看護補助者処遇改善事業補助金の概要 [161KB] ②

実施要綱・Q&A

- PDF <u>看護補助者処遇改善事業実施要綱 [945KB]</u> □
- PF <u>看護補助者処遇改善事業補助金に関するQ&A(初版)【令和6年1月11日】[233KB]</u> □

対象医療機関において想定されるスケジュール(イメージ)

- ※ 本補助金の実施主体は都道府県となりますので、具体的な申請手続等については、各都道府県までお問い合わせいただくこととなります。
- 1. 賃上げ内容の検討や規定の整備(令和6年1月以降)

本補助金の金額や支給要件等を踏まえて、看護補助者に対する賃上げの内容を検討するとともに、就業規則の改定等の準備を進めていただきます。

2. 賃金改善の開始、都道府県への報告(令和6年2月)

令和6年2月に、看護補助者に対する賃金改善を開始します。

令和6年2月中に、都道府県に対して、賃金改善を実施する旨の報告を行います。報告様式は、都道府 県において定められます。

pp (参考)賃金改善開始の報告様式例 [140KB] 🖵

※ 実際の報告様式は、都道府県ごとに定められます。順次、都道府県からお知らせが行われる予定ですので、都道府県が 指定する様式によって、報告を行ってください。

<賃金改善の方法>

2月・3月分の賃金改善は、一時金等による支給も可能です。3月以降に基本給の引上げ等を行う場合には、2月分から基本給の引上げ等を開始する月の前月分までの賃金改善分は、当該開始月までに一時金等により支給することが必要です。

令和6年4月分以降の賃金改善は、賃上げ効果の継続に資するよう、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることが必要です。

基本給の引上げ等を3月以降に行う場合も、都道府県の指示に従い、上記2の賃金改善を実施する旨の報告は2月中に行う必要があります。

3. 補助金の実績報告・精算(令和6年6月以降)

本補助金による賃金改善実施期間(令和6年2月~5月)終了後、都道府県に対して、補助金の交付申請を行います。交付申請に当たっては、処遇改善報告書の提出が必要です。

処遇改善報告書の作成にあたっては、「看護補助者処遇改善事業補助金・処遇改善報告書の作成手引き」等もご参照ください。

X <u>処遇改善報告書 [25KB]</u> ②

ページの先頭へ戻る

問い合わせ

厚生労働省医政局看護補助者処遇改善事業電話相談窓口

受付時間:平日 9:00~17:00

電話番号:03-6744-7536

- ※回線が混み合い、お電話が繋がりにくいことがあります。
- ※お電話のかけ間違いにご注意いただき、お問い合わせをお願いいたします。